

記入日： 年 月 日

管外申請確認書

保護者氏名 _____

申請児童氏名 _____ (生年月日) _____ 年 月 日生

申請児童氏名 _____ (生年月日) _____ 年 月 日生

申請児童氏名 _____ (生年月日) _____ 年 月 日生

小金井市外から申請される方は以下の事項をご確認し、□にチェックをしてください。

確認事項	
<input type="checkbox"/>	転入予定のない方は4月一次募集にはご申請いただけません。転入予定のある場合でも、他市の保育施設との併願は認めていません。転入予定での申請の場合、利用開始希望月前月の末日までに転入のうえ、申請児童、保護者につき小金井市に住民登録を行い、保育課（市役所第二庁舎3階）窓口でお手続きいただかない場合には申請は無効となります。内定・あっせんがある場合には、取消しとなります。
<input type="checkbox"/>	希望できる施設（事業者）は第16希望までです。第17希望以降をご記入の場合には、第16希望までの施設（事業者）について利用調整を行います。 また第13希望以降は特定地域型保育事業の施設のみ希望することができます。
<input type="checkbox"/>	事前に小金井市発行「令和6年度保育施設等入所案内」をホームページ等で確認し、理解いただいたうえでご申請ください。
<input type="checkbox"/>	障がいなど特別な支援が必要な場合やアレルギーへの対応は各施設（事業者）で異なります。可能な限り各施設（事業者）にお問合せ、ご見学ください。事前に確認せず、二次調整（健康診断・面接等）で利用不可となった場合でも、その後の利用調整において優遇することはできません。
<input type="checkbox"/>	【求職・就学・妊娠出産の場合】保護者の一方が求職中の場合や就学中の場合、妊娠・出産等を理由とする申請の場合、定められた期間以上の認定はできません。期間以後の認定を必要とする場合には、再度申請が必要となります。
<input type="checkbox"/>	申請内容に虚偽があった場合には申請が無効となる場合があります。また、内定・あっせんがある場合には取消しとなります。
<input type="checkbox"/>	【育児休業中の場合】基準日時点において育休・産休中の申請の場合、次の条件を満たさないことが判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となります。 ①育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。（育児休業終了証明書をご提出ください。） ②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。
<input type="checkbox"/>	【育児休業中できょうだい申請の場合】明けていただく必要のある育児休業には、該当児童以外のものも含まれます。 例)きょうだい2人いて、下の子の育児休業中の場合、4月に上の子のみ保育施設(事業者)の利用を開始するとしても、下の子の育児休業を明ける必要があります。育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。